情報通信行政·郵政行政審議会電気通信事業部会 部会長 根 岸 哲 殿

> 接 続 委 員 会 主 査 東 海 幹 夫

## 報告書(案)

平成23年1月25日付け諮問第3028号をもって諮問された事案について、調査の結果、 下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の第 一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが 適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当委員会の考え方)。
  - (1)総務省において、IP網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、 3月1日付け情報通信審議会諮問「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に対 する答申を踏まえつつ、本年中を目途に成案を得ること(考え方1)。
  - (2)NTT東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること(考え方1)。
  - (3)NTT東西に対し、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までに総務省に報告することを要請すること(考え方5)。
    - ①平成22年度に実施したコスト削減の取り組み及び平成23年度に計画しているコスト削減の取り組み
    - ②平成22年度末時点におけるメタル回線の経過年数別構成及びメタル回線の残価率

- ③平成22年度のメタル回線と光回線に係る費用の配賦に用いた比率を算出するために用いた た芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長及び算定方法
- ④平成22年度のメタル回線に係る施設保全費のうち、以下の各費用及び費用配賦に用いたドライバ
  - (1)電柱、土木設備に係る費用
  - (2)ケーブル保守に係る費用
  - (3)その他
- (4)NTT東西に対し、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までに総務省に報告することを要請すること(考え方7)
  - ①平成12年度末から平成22年度末におけるメタル回線の利用率(局出しベース)
  - ②平成22年度末におけるメタルケーブルの利用率(ケーブル単位。局出しベース)
  - ③下部区間におけるメタル回線の利用状況(東西各10件程度のサンプル調査)
  - ④平成22年度におけるメタル回線の撤去実績

また、上記①~②については、接続料算定の透明性を一層向上させる観点から、総務省への報告に加え、一般に開示することを要請すること。

(5)NTT東西に対し、3月1日付け情報通信審議会諮問「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」における検討に資するよう、接続約款に規定されたメタル線撤去に係る情報開示措置に加え、個々のレガシー系サービスの移行見通し、代替サービスの見通しなど、必要な情報について可能な限り提供することを要請すること(考え方8)。

行われたところであり、本年中を目途に成案を得

ることとされている。

# 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備 に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案) (実際費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定)

意見	再 意 見	考 え 方(案)
意見1 ドライカッパ接続料は今回一時的に低減した	再意見1	考え方1
ものの、今後再び上昇することが想定されることか		
ら、需要減に応じたコスト削減のインセンティブが		
働くようにするなど、現行の算定方法を抜本的に見		
直すべく、総務省主催の検討の場を設定すべき。		
〇 ドライカッパ接続料について	〇 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担い	〇 ドライカッパ接続料などレガシー系接続料につい
ここ数年上昇傾向にあったドライカッパ接続料等	ただく実績原価方式で算定することが基本と考え	ては、回線コストは新規投資の抑制や効率化等に
は概ね前年度より低下していますが、その主たる要	ます。	より毎年度削減傾向にあるものの、稼働回線数の
因は土木設備の耐用年数等の見直し(土木設備:	今回のH23年度適用のドライカッパの接続料	減少が回線コストの削減量を上回っているところ
27 年→50 年)によるものです。今後も光へのマイグ	は、H21年度に土木設備の耐用年数を見直した	であるが、今回申請がなされている平成23年度
レーション等に伴うメタル回線利用者の減少トレンド	ことによる影響もあり、▲122円の値下げ(1, 39	のドライカッパ接続料については、土木設備の耐
は変わりがないと考えられることから、今回のような	4円→1, 272円)となっています。	用年数の見直し等により、昨年度に比べて低廉化
ドライカッパ接続料等の低下は一時的なものと考え	接続料コストの大半は、当社の利用部門が負	が進んだ状況にある。
られ、平成 24 年度以降は再び上昇することが強く	担していることから、当然コスト削減努力は常に	しかし、PSTN から IP 網へのマイグレーションを
懸念されます。	行っていくものです。	踏まえると、レガシー系サービスの需要は今後と
このことは、NTT 東西殿のメタル設備維持コスト	しかしながら、その努力を前提としても、ドライカ	も減少傾向が続くことが想定されることから、総務
を、減少傾向にあるメタル回線利用者が負担すると	ッパ等のレガシー系サービスについては需要減	省は、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバー
いう構造的な問題に起因するものであり、この問題	が激しく、H24年度以降は接続料が上昇していく	サルサービス制度の在り方との関係にも配意しな
の解決に向けて当該接続料算定方法を抜本的に見	ことが想定されますが、当社のレガシー系サービ	がら、必要に応じ接続料算定の在り方について検
直すために、総務省主催による接続事業者参加型	スを利用する他事業者には、当社同様、利用に応	討を行うことが適当である。
の接続料検討会等を早急に設定すべきと考えま	じてご負担していただかざるを得ないと考えます。	あわせて、電話網から IP 網への円滑な移行の
す。	今後、仮に審議会で算定方法の見直しについ	在り方を含むブロードバンド普及促進のための
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ	て検討する場が設けられた場合には、当社として	環境整備の在り方については、3 月 1 日付け
バイル)	は、接続料は実際にかかったコストを適正にご負	で総務大臣より情報通信審議会に対し諮問が

積極的に議論に参加していく考えです。

〇【ドライカッパ】

担いただくことが原則であるという観点に立って、

平成23年度の接続料は一時的に低減したものの需要が減退期にあるドライカッパ接続料が再度上昇する懸念は拭えません。光への移行が進展する中、接続料は引き続き上昇することが想定され、ユーザー料金の値上げや競争事業者の撤退が生じれば、結果として国民利便を損ねることとなるため、現行の算定方法の抜本的な見直しを図るべきです。

また、実績原価方式では、接続事業者からは確実にコスト回収が可能であることから、NTT東・西において、需要減に応じたコスト削減のインセンティブが働く仕組みを導入し、より一層のコスト削減を図るべきと考えます。

(KDDI)

#### ○ ドライカッパの接続料金について

近年上昇傾向にあったドライカッパの接続料金については、本申請案において前年度からNTT東西殿共に低廉化されております。しかしながら、この主たる要因が管路、とう道等の耐用年数の見直しにあり、低廉化効果が一時的なものであることから、平成24年度以降は引き続き上昇基調に転じることを懸念します。

昨年度も意見書等で指摘したとおり、この傾向が継続すれば、現在も相当数存在する直収電話やDS L等ドライカッパサービス利用者の利便性を損なうことに加え、FTTHにおける競争が進展しないままマイグレーションが進むことでNTT東西殿の独占回帰に繋がりかねません。

ドライカッパ接続料金の接続料金算定における構造的な問題点としては、ドライカッパ等のメタル回線

(参考)ドライカッパ接続料金の推移

Г		H21適用料金	H21適用料金 H22適用料金				H23適用料金		
L		(H19実績)	(H20実績)	前年増減	前年増減率	(H21実績)	前年増減	前年増減率	
۲	ライカッパ接続料	1,323円	1,394円	71円	5.4%	1,272円	▲ 122円	▲ 8.8%	
	1回線あたりコスト	1,323円	1,329円	6円	0.5%	1,287円	▲ 42円	▲ 3.2%	
	調整額	-	65円	-	-	▲ 15円	▲ 80円	-	

### (NTT 東日本)

○ 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担い ただく実績原価方式で算定することが基本と考え ます。

今回のH23年度適用のドライカッパの接続料は、H21年度に土木設備の耐用年数を見直したことによる影響もあり、▲48円の値下げ(1,391円→1,343円)となっています。

接続料コストの大半は、当社の利用部門が負担していることから、当然コスト削減努力は常に行っていくものです。

しかしながら、その努力を前提としても、ドライカッパ等のレガシー系サービスについては需要減が激しく、H24年度以降は接続料が上昇していくことが想定されますが、当社のレガシー系サービスを利用する他事業者には、当社同様、利用に応じてご負担していただかざるを得ないと考えます。

今後、仮に審議会で算定方法の見直しについて検討する場が設けられた場合には、当社としては、接続料は実際にかかったコストを適正にご負担いただくことが原則であるという観点に立って、積極的に議論に参加していく考えです。

総務省においては、IP 網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、上記諮問に対する答申を踏まえつつ、本年中を目途に成案を得ることが適当である。(要請)

NTT 東西自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえると、当該インセンティブに係る課題が解消されたとまでは言えないことから、NTT 東西においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。(要請)

なお、3 月 11 日以降の東北地方太平洋沖地 震への対応を受け、ドライカッパ接続料などレガ シー系接続料に係るコストが変動することについ ては、一定の留意が必要である。 への需要が低下しているにも係らず、現状の実際費用方式に基づく算定方法ではNTT東西殿にて接続事業者からのコスト回収が可能であるため、コスト効率化インセンティブが十分にNTT東西殿に働かないことにあると考えます。

従って、ドライカッパサービス利用者の利便性確保 及び電気通信市場の公正競争環境の維持を図るためには、アクセス回線の移行期の市場環境等を踏ま えた上で、現状の算定方式の抜本的な見直しの実施 を検討して頂くことを要望します。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

○ メタル回線(ドライカッパ)の接続料算定方式の見直 しについて

弊社は、平成14年から島根県西部で ADSL サービスを安価に提供している電気通信事業者です。現在、弊社が ADSL サービスを提供している電話交換局は、全部で17箇所あり、そのうち光のサービスが提供されているのは僅か1交換局となっております。(フレッツ ADSL も7交換局と半数以下の交換局でのみ提供)そのため、弊社の ADSL サービスは地域にとって、既に無くてはならないサービスとなっております。

今後、更に、光という選択肢がある地域(主に都会地)においては益々メタル回線のユーザー離れが進んで行くと思われます。このような流れの中で、現在の実際費用算定方式を継続して行く事は、結果的に、都会地のメタル回線離れによるメタル単価の上昇分を、代替え手段が存在しない地方のユーザーや電気通信事業者が負担して行く事となり、早急な見

(参考)ドライカッパ接続料金の推移

Г		H21適用料金	H21適用料金 H22適用料金			H23適用料金		
L		(H19実績)	(H20実績)	前年増減	前年増減率	(H21実績)	前年増減	前年増減率
ŀ	・ライカッパ接続料	1,378円	1,391円	13円	0.9%	1,343円	▲ 48円	▲ 3.5%
	1回線あたりコスト	1,378円	1,377円	▲ 1円	▲ 0.1%	1,351円	▲ 26円	▲ 1.9%
	調整額	-	14円	1	-	▲ 8円	▲ 22円	-

(NTT 西日本)

○ 株式会社マイメディア殿、更生会社株式会社ウィルコム殿、KDDI株式会社(以下、「KDDI」という。) 殿、イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。) 殿、イー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」という。) 殿の意見に賛同します。メタルから光へのマイグレーションが進む中でドライカッパ等のレガシー系サービスの接続料は上昇することが想定され、ユーザ料金の値上げや競争事業者の撤退が生じると国民利便を損ねることとなるため、現行の算定方法の抜本的な見直しを図るための検討の場の設定を早期に行うべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

○ 我が国の電気通信市場は、技術革新の進展に伴い大きく市場を拡大するとともに、ネットワーク構造は従来の PSTN(回線交換)網から IP 網へ、アクセス回線もメタル回線から光ファイバへとマイグレーションが進行しています。

しかしながら、未だ光サービスの提供エリア外となっている地域も多数存在しており、こうした光

直しが必要であると考えます。

先ずは、その為の検討の場を設定して頂く事を切に お願いいたします。

(マイメディア)

サービス提供エリア外のお客様にとってはメタル 回線を利用したサービスは依然として不可欠なア クセス手段であり、またコストパフォーマンスの面 でも社会生活や経済活動の基盤を支える重要な 通信サービスとなっています。

【直収電話=約 433 万、DSL サービス=約 899 万 (平成 22 年 9 月)】

平成 23 年度に適用する実績原価方式の接続料については、平成 23 年 1 月 21 日に東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)より総務省殿に認可申請され、ここ数年上昇傾向にあったドライカッパ接続料等は概ね前年度より低下していますが、その主たる要因は土木設備の耐用年数等の見直しによるものであり一時的な効果しか見込めず、平成 24 年度以降は再び上昇することが強く懸念されます。

この懸念は、NTT 東西のメタル設備維持コストを、減少傾向にあるメタル回線利用者が負担するという構造的な問題に起因するものであり、この問題の解決に向けて当該接続料算定方法を抜本的に見直すことが急務と考えます。

弊社どもは平成22年1月14日及び同年2月26日に連名要望書にて、具体的な目標時期や検討の枠組みを定めた上で抜本的な接続料算定の在り方を再検討し結論を得ることを要望いたしました。また、平成22年度の当該接続料の審議会答申(平成22年2月22日)においても、検討を行うよう別添の要請項目が示されたにもかかわらず、未だに明確な進捗が見られない状況です。

	従って、弊社どもはあらためて、平成 23 年度の接続料の認可手続き等において、以下のとおり要望いたします。 1. 算定方法見直しに向けた検討の場の設定ドライカッパ接続料等の当該算定方法の抜本的な見直しによる構造的問題の早期解決に向け、総務省殿主催による接続事業者参加型の検討の場を設定していただくことを要望いたします。(15 社連名)	
意見2 レガシー系サービスは、利用が減少しつつあ	再意見2	考え方2
るものの、多数のユーザが利用する重要な通信イ		
ンフラであり、(ユーザ料金の)安易な値上げはす		
べきではないことから、接続料算定方法の抜本的		
な見直しを行うことが必要。		
〇 今回の接続約款案において、土木設備の耐用年	〇 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担い	〇 考え方1に同じ。
数等の見直し等によりドライカッパ等のコストが低廉	ただく実績原価方式で算定することが基本と考え	
化したことは一定の評価ができると考えております。	ます。	
しかしながら、NTT東西殿をはじめ、ネットワーク	接続料コストの大半は、当社の利用部門が負	
及びサービスのIP化が急速に進展し、メタル回線か	担していることから、当然コスト削減努力は常に	
ら光ファイバへのマイグレーションが進行しておりま	行っていくものです。	
す。この構造変化の中、メタル回線を利用するレガ	しかしながら、その努力を前提としても、レガシ	
シー系サービスについては、従来の接続料算定方	ー系サービスについては需要減が激しく、H24年	
式による場合、将来的には継続的な値上げが懸念	度以降は接続料が上昇していくことが想定されませば、火牡のしず、のみず、のようなお思されませば。	
されます。 マキロが電話サービスやDCLなどしずら、をサ	すが、当社のレガシー系サービスを利用する他事業者には、光社同様、利用に応じてご会界してい	
アナログ電話サービスやDSLなどレガシー系サービスは、利用が減少しつつあるものの、多数のお	業者には、当社同様、利用に応じてご負担してい ただかざるを得ないと考えます。	
客様が利用する重要な通信インフラであり、安易に	たたかさるを恃ないと考えます。   今後、仮に審議会で算定方法の見直しについ	
	て検討する場が設けられた場合には、当社として	
このため、今後の構造変化を踏まえた長期展望	は、接続料は実際にかかったコストを適正にご負	
に基づき、下記の点について検討を行う場が必要で	担いただくことが原則であるという観点に立って、	
あると考えております。	積極的に議論に参加していく考えです。	
【検討のポイント】	なお、どのようなコスト削減施策を採るかは、当	
・メタル回線のコスト削減施策	社が行っていくものであり、研究会等の場で検討	

・光サービスとの共用設備コストの負担方法	することは馴染まないと考えます。	
・移行期における原価算定の方法 など	(NTT 東西)	
(ウィルコム)		
〇 基本的な考え方		
現在、電気通信市場においては、メタルから光へ		
の移行が進んでいますが、こうした移行期において		
は、将来を見据えた上で、国民利便の確保や市場		
の活性化を図りながら、新しいサービスへの円滑な		
移行を促進していくことが重要です。		
しかしながら、今回申請された実際費用方式に係		
る接続料は、需要の減少に応じたコスト削減がなさ		
れていないことを主たる要因として、全体的に上昇		
しており、平成24年度以降においても更なる上昇が		
想定されます。今後も現行制度のまま接続料の算		
定を続けた場合、国民利便の確保や市場の活性化		
に多大な影響を与える懸念があることから、レガシ		
一系サービスに係る接続料については、算定方法		
を抜本的に見直す必要があると考えます。		
現状のレガシー系サービスの利用実態を的確に		
把握し、マイグレーションに伴う課題の最適な解決		
方法を国民全体で決定し、時間及びコストの面で最		
適化を図れるよう移行を進めていくことが、国民利		
益の最大化に向けて必要であると考えます。		
(KDDI)		
意見3 専用線等レガシー系の接続料も今後上昇傾	再意見3	考え方3
向が続くことが想定されるが、実績原価方式では		
効率化のインセンティブが充分機能しない懸念が		
あるため、需要の減に応じたコスト削減インセンテ		
ィブが働く仕組みを導入すべき。		
〇【専用線】	○ 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担い	○ NTT東西の再意見にあるとおり、専用線メニュ
専用線についても、コスト削減が需要の減少に追	ただく実績原価方式で算定することが基本と考え	一全体で見るとコストの減が回線数の減を上回っ
いついておらず、今後も接続料の上昇傾向が続くこ	ます。	ているが、機能別に見るとコストの削減に努めて
とが想定されます。プライスキャップの対象からは外	今回のH23年度適用の専用線接続料(通信路	いるものの、イーサ系サービスへの移行等により

れているものの、依然としてユーザーが専用線に頼らざるを得ないエリアも存在しています。この一方で、実績原価方式では競争事業者からのコスト回収が確実になされるため、効率化のインセンティブが必ずしも充分に機能しない懸念があることから、NTT東・西において、需要減に応じたコスト削減インセンティブが働く仕組みを導入し、更なるコスト削減を図るべきと考えます。

(KDDI)

○ (4)専用サービス等レガシーサービスについて レガシー系サービスの接続料については、需要 の減少に伴い、今年度も大部分が値上げ傾向となっています。NTT 東西殿においては、「需要の減少 に伴う接続料の上昇の抑制に努めている」とのこと ですが、移行期における需要の減少幅に応じたコスト削減の実現は困難であり、次年度以降も接続料の 上昇が予想されるため、算定方式の抜本的な見直 しが即時に必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

設定伝送機能)は、下表のとおり、各サービスに おいて、需要の減少がコストの減少を上回ってお り、値上げ傾向となっています。

専用線接続料(通信路設定伝送機能)に係るコストは、当社の利用部門が最も多く負担していることから、当然コスト削減努力は常に行っていくものです。

しかしながら、その努力を前提としても、イーサ系サービスへの移行等による需要減が激しく、H24年度以降も接続料が上昇していくことが想定されますが、当社のレガシー系サービスを利用する他事業者には、当社同様、利用に応じてご負担していただかざるを得ないと考えます。

	コスト(百万円)		回線数	(回線)	增減率		
	H21実績	H20実績	H21実績 H20実績		コスト	回線数	
一般専用	9,213	9,445	248,775	274,621	▲2.5%	▲9.4%	
ディジタルアクセス	5,403	5,573	146,199	163,031	▲3.1%	▲10.3%	
高速ディジタル	2,840	4,474	7,029	12,844	▲36.5%	<b>▲</b> 45.3%	
ATM専用	2,370	3,948	2,326	4,336	▲40.0%	▲46.4%	
(参考)合計	19,826	23,440	404,328	454,832	▲15.4%	▲11.1%	

※コストは専用加入者線装置モジュール、回線数は専用加入者線装置モジュールにおける機能別回線数

#### (NTT 東日本)

○ 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担い ただく実績原価方式で算定することが基本と考え ます。

今回のH23年度適用の専用線接続料(通信路 設定伝送機能)は、下表のとおり、一部サービス において、需要の減少がコストの減少を上回って おり、値上げ傾向となっています。

専用線接続料(通信路設定伝送機能)に係るコストは、当社の利用部門が最も多く負担していることから、当然コスト削減努力は常に行っていくものです。

しかしながら、その努力を前提としても、イーサ

回線数が大幅に減少したことから、結果として接続料が上昇しているところである。

NTT 東西自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえると、当該インセンティブに係る課題が解消されたとまでは言えないことから、NTT 東西においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。

なお、3 月 11 日以降の東北地方太平洋沖地震への対応を受け、専用線等に係るコストが変動することについては、一定の留意が必要である。

	T							
	系サービス		-					
	24年度以降							
	れますが、	当社の	レガシ-	-系サ	ービス	を利用	する	
	他事業者に	は、当	社同様	、利用	に応じ	てご負	担し	
	ていただかる	ざるを往	导ないと	考えま	きす。			
		コスト(音	5万円)	回線数		増洞		
		H21実績	H20実績	H21実績	H20実績	그자	回線数	
	一般専用	7,169 3,791	7,911	240,981	260,085 139,800	<b>▲</b> 9.4%	<b>▲</b> 7.3%	
	高速ディジタル	2,114	4,206 3,160	130,311 8,133	19,621	▲9.9% ▲33.1%	▲ 6.8% ▲ 58.5%	
	ATM専用	2,114	3,544	3.046	5.278	▲38.6%	▲42.3%	
	(参考)合計	15,249	18,821	382,472	424,783	<b>▲</b> 19.0%	▲10.0%	
	※コストは専用加入者線装置モ	ジュール、回線	数は専用加入す	音線装置モジュ	.ールにおける	機能別回線数		
	(NTT 西日本)							
	(NII 四日本)							
	O KDDI殿(	か辛日	に麸圧	11 ± 4	- Ľ=	1 th w	パム	
	PSTN に係			•	-			
	される中で、							
	上げとなって							
	ユーザは依		-				-	
	況を踏まえ							
	組みの導入							
	法の見直し	-		—	-	早傾向	に歯	
	止めをかけ							
	(ソフトバンクE	3B、ソフ	フトバン	クテレ	コム、	ノフトバ	バンク	
	モバイル)							
意見4 公衆電話の接続料についても、今後更に上	再意見4							考え方4
昇していくことが想定され、国民負担の増加につな								
がることから、コストの適正性を検証できるようにす								
べき。								
〇【公衆電話】	〇 公衆電話	に係る	接続料	につい	ハては、	、低利	用公	O NTT東西の再意見にあるとおり、公衆電話発信
ドライカッパ同様、コスト削減がトラヒックの減少に	衆電話の廃	止(約	▲1万·	台(H2	1実績	))、撤	去し	機能等の公衆電話機能に係る接続料について
追いついておらず、既にユーザー料金を上回ってい	た公衆電話	機の再	利用や	か公衆	電話ボ	ックス	にお	は、コストの削減・効率化に努めているものの、ト
る接続料が今後も更に上昇していくことが想定さ	けるLED照	明への	付け替	えによ	る省エ	ネ化と	いつ	ラヒックが大幅に減少したことから、結果として接

れ、料金値上げ等、国民負担の増加につながる懸念があります。

トラヒックが減少し続けている中、公衆電話機に係るコストのうち、大半を占めているのは電話ボックスに係る清掃料や料金回収コスト等の施設保全費であるため、当該費用の削減を図るべきと考えます。特に、清掃料等の外部委託しているコストについては、当該コストの適正性を外部から検証できるようにすべきと考えます。

また、第一種公衆電話はユニバーサルサービス基金の対象であり、補てんを受けることができるため、NTT東・西のコスト削減のインセンティブが働きづらいことから、上述のようなコストについて外部からの検証を早急に実施すべきです。

(KDDI)

た不断のコスト削減努力により約▲9.8%(H21 実績)のコスト削減を行ったものの、携帯電話へ のシフト等によりトラヒックが大幅に減少したこと により(▲18.4%)、値上げとなっています。

ご指摘の清掃や料金収集に係るコストについて も、清掃や料金収集の回数を削減する等、徹底し た効率化に努めているところです。

なお、当社の利用部門は、利用見合いで他事業者と同等の接続料を負担することで最も多くコストを負担しており、コスト削減へのインセンティブは十分働いていることから、外部からの検証は必要ないものと考えます。

<参考>公衆電話台数等の前年比較 (数値はアナログ公衆電話+ディジタル公衆電話 の合計)

- ·公衆電話台数 H20末:14万8千台→H21末:13万8千台(▲ 6.5%)
- ・公衆電話に係るコスト H20:143億→H21:129億(▲9.8%)
- ・公衆電話に係るトラヒック H20:679万時間→H21:554万時間(▲18.

H2U:6/9万時间→H2I:554万時间(▲I8 4%)

(NTT 東日本)

○ 公衆電話に係る接続料については、低利用公衆電話の廃止(約▲1万4千台(H21実績))や撤去した公衆電話機の再利用といった不断のコスト削減努力により約▲10.2%(H21実績)のコスト削減を行ったものの、携帯電話へのシフト等によりトラヒックが大幅に減少したことにより(▲17.5%)、値上げとなっています。

ご指摘の清掃や料金収集に係るコストについて も、清掃や料金収集の回数を削減する等、徹底し た効率化に努めているところです。 続料が上昇しているところである。

NTT 東西自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえると、当該インセンティブに係る課題が解消されたとまでは言えないことから、NTT 東西においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。

なお、3月11日以降の東北地方太平洋沖地震への対応を受け、公衆電話に係るコストが変動することについては、一定の留意が必要である。

意見5 メタル回線から光回線への移行等の環境変化に伴い、コストの配賦等が適正に行われているかを検証するため、NTT 東西において追加的な情報開示を行うべき。	なお、当社の利用部門は、利用見合いで他事業者と同等の接続料を負担することで最も多くコストを負担しており、コスト削減へのインセンティブは十分働いていることから、外部からの検証は必要ないものと考えます。 〈参考〉公衆電話台数等の前年比較(数値はアナログ公衆電話+ディジタル公衆電話の合計)・公衆電話台数 H20末:16万台→H21末:14万5千台(▲9.0%)・公衆電話に係るコスト H20:119億→H21:107億(▲10.2%)・公衆電話に係るトラヒック H20:568万時間→H21:468万時間(▲17.5%) (NTT西日本) 再意見5	考え方5
○ この算定方式の抜本的な見直しを行う際には、メタル回線から光回線への移行等の市場環境の変化を検証する必要があり、NTT東西殿には必要な情報を開示頂いたうえ、総務省殿及び接続事業者等にて検証を実施することが必要と考えます。(開示が必要な項目例) ①メタル回線の区間毎の稼働率の進捗 ②メタル回線における新規投資の状況 ③需要減に応じたコスト削減の進捗 ④メタル回線と光回線の施設保全費等コスト配賦 ⑤接続事業者の協力が必要なコスト削減施策の費用対効果 (イー・アクセス、イー・モバイル)	〇 情報開示については、毎年度、接続会計報告書及び接続料算定根拠において、メタルの接続料算定に係る設備区分別・勘定科目別費用・資産、需要、局出しの芯線使用率等の実績を詳細に記載し、公表しています。また、事業者説明会(H23.1.31)でも算定方法について、ご説明しているところです。ご指摘の項目については、・メタル回線毎の芯線利用状況については、局出しの芯線使用率をH2O年度より接続料算定根拠にて開示・メタル回線の新規投資状況やコスト削減の進捗については、毎年の接続会計報告書や	O これまで NTT 東西より情報開示されている事項や事業者に対し説明会を行っている事実を踏まえると、接続料算定の適正性は一定程度確保されており、今回の申請案におけるコスト計上や配賦等について直ちに見直しを要する点は認められない。 ただし、PSTN から IP 網へのマイグレーションやメタル回線から光回線への需要シフト及び光IP 電話のユニバーサルサービス化といった大きな環境変化が進展することに伴い、接続料算定の適正性を確保し続ける観点から、今後改めて検証を要する事項がないかを検討する必要はあると考えられるため、まずは総務省において実態を

○ 具体的には、総務省において、算定方法の見直しに向けた検討の場を立ち上げて頂く共に、NTT東・西に対して、接続料算定の見直しに資する情報の開示(例:メタルケーブル毎の芯線利用状況等)を求めるべきと考えます。

(KDDI)

#### ○ (3)光とメタルの配賦率

市内線路保全費のメタルと光ファイバへの配賦率は下記の表のとおり、大幅にメタルに偏ったものになっています。メタルから光へ移行が進展する中、光とメタルの配賦が適正におこなわれているか検証する必要があると考えますが、現状の NTT 東西殿が公開している算定根拠では十分な情報が開示されているとはいえません。従って、妥当性を十分に検証できるよう NTT 東西殿は市内線路保全費等の費用の配賦比率の算出に用いられたメタルと光ファイバそれぞれの総芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長等を加入者系とそれ以外のものに分けて情報開示すべきと考えます。

#### <市内線路保全費の費用の配賦データ>

	費用の帰属に使用した	<b>→ かいみ = 0.7</b> #	比率		
	データの種類	主な対象設備	メタル	光ファイバ	
NTT	総芯線長	ケーブル	90.0%	10.0%	
東日本	架空ケーブル長	電柱等	84.3%	15.7%	
米口本	管路ケーブル長	地中設備	72.6%	27.4%	
NTT	総芯線長	ケーブル	93.6%	6.4%	
西日本	架空ケーブル長	電柱等	87.9%	12.1%	
四日本	管路ケーブル長	地中設備	70.4%	29.6%	

\*接続会計報告書平成 21 年度第四部参考情報より

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

接続料算定根拠にて取得固定資産価額の推移により類似の数値が推計可能

- ・メタル回線と光回線のコスト配賦については、毎年の接続会計報告書において必要な情報を開示
- ・接続事業者の協力が必要なコスト削減施策の費用対効果については、例えばメタル回線の開通時の無派遣工事の実施による削減効果については既に提示し、実施に向け協議中といったように、開示可能な範囲で開示しています。

(NTT 東西)

○ ドライカッパ接続料の水準を抑止するため、設備コスト等が需要に対して過大なものになっていないかを改めて厳密に精査する必要があります。 そのため、NTT東・西においては、メタル回線に関する必要な情報を開示すべきです。

特に、現状のメタル回線の利用実態がどのようになっているのかを把握することが必要であり、 具体的には、下記のような情報の開示が必須と 考えます。

- ・GC局毎の上部/下部区間それぞれにおける総 芯線数及び芯線の稼動状況
- ・上部/下部区間それぞれにおけるケーブル毎の芯線の稼動状況
- 未利用芯線の再利用状況
- ・施設保全費のうち、外部委託費の詳細情報(委託内容、金額、コスト削減状況等)

これらの情報は、ドライカッパ接続料の上昇を 抑止するためだけではなく、今後、メタルから光へ のマイグレーションを進めていく過程の中で生じる 諸課題を解決するための基礎情報となるものと考 えられることから、NTT東・西は上述のようなメタ ル回線に関する情報を積極的に開示し、その内 把握することが適当である。

ついては、NTT 東西において、以下の点について、平成 23 年度接続料の再計算報告時までに総務省に報告することが適当である。(要請)

- ①平成 22 年度に実施したコスト削減の取り組み 及び平成 23 年度に計画しているコスト削減の 取り組み
- ②平成 22 年度末時点におけるメタル回線の経過年数別構成及びメタル回線の残価率
- ③平成22年度のメタル回線と光回線に係る費用の配賦に用いた比率を算出するために用いた 芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長及 び算定方法
- ④平成 22 年度のメタル回線に係る施設保全費のうち、以下の各費用及び費用配賦に用いたドライバ
  - (1)電柱、土木設備に係る費用
  - (2)ケーブル保守に係る費用
  - (3)その他

なお、接続料算定の適正性・透明性は、一般論として、指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず確保されるべきものであることから、接続料算定に係る協議においては、経営上の秘密に配慮しつつ、双方において必要な情報提供を行うことが望ましい。

容について、総務省や接続事業者等を交えて精査することが必要と考えます。

(KDDI)

# ○ ドライカッパ接続料について

各社ご指摘の通り、ドライカッパ等のメタル回線を利用したサービスに係る接続料については、算定方法の構造的な見直し及び NTT 東西殿におけるコスト効率化インセンティブが機能する施策の導入を検討する必要があると考えます。

昨年度の当該接続料に係る審議会答申においても、各社が指摘する接続料の算定の在り方の検討や NTT 東西殿のコスト効率化の要請等の措置を要望しておりますが(※1)、本年度においても、需要の減少に応じたコスト削減が成されていないこと、並びに算定方法の在り方についても見直しの進捗が図られていない等、構造的な問題が解決されていないことから、今後も継続的に解決すべき課題として明確にすべきと考えます。

なお、この課題を検討するためには、設備運営上の実態、算定方法の合理性や NTT 東西殿の効率化の進捗において問題がある点を明確化する必要があり、そのためには、以下のデータの開示について NTT 東西殿にご協力頂きたいと考えます。

<必要なデータ>

(耐用年数の見直し)

- ・メタル回線に係る設備の平均的な使用年数 (未利用芯線分コストの負担範囲の見直し)
  - ・加入電話にのみ利用される設備及び稼動休 止設備の設備量並びに割合
  - ・メタル回線の区間毎の加入電話と接続事業者 が利用しているドライカッパの各稼働率

(メタル回線と光回線の施設保全費等コスト配賦 の適正性の検証) ・施設保全費の配賦比率の算定根拠となる、メタル回線と光回線に分けた総芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長

(NTT 東西殿のコスト削減に対する取り組み)

- ・実施済み、もしくは実施中のコスト削減の取組 みと具体的な効果
- ・今後の更なる需要減に適応し、計画されているコスト削減への取り組みとその見込み
- (※1) 総務省 実際費用方式に基づく平成 22 年度の接続料等改定 答申 2010年2月2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。
- (1) PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省において、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配意しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うこと(考え方1)。
- (2)PSTNからIP網への移行について、NTT東西は平成22年度に概括的展望を公表することとしているが、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西に対し、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことを要請すること(考え方1)。
- (3)PSTNからIP網への移行の進展に伴うレガシー系サービスの需要の減少等により接続料が上昇傾向を続けていること等の懸念が示されている状況を踏まえ、NTT東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること(考え方2)。

~略~

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- 〇 また、算定方法の見直しを行うために東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」という。)は、接続事業者の要望する情報を速やかに開示するべきです。具体的には下記の項目等について情報開示を要望します。
  - ①市内線路保全費等の費用帰属に使用したデータ「総芯線長」「架空ケーブル長」「管路ケーブル長」
  - ②メタル回線設備等の利用年数
  - ③NTT 再編移行時から現在までのメタル設備量
  - ④GC 局毎の芯線数と芯線長
- ⑤メタル回線のき線点上部と下部の各利用率 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)
- O 2. NTT 東西への情報開示要請

平成 22 年 11 月 2 日に NTT 東西より概括的 展望が示されましたが、メタル回線設備移行計画 等の接続事業者がサービス維持やドライカッパ接 続料等の検討に資する情報は提示されていない ため、NTT 東西に対し、接続事業者の要望する 必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことを 要望いたします。

(15 社連名)

○ メタルと光の配賦方法及び開示データについては、これまでの議論(研究会や審議会)を踏まえて行っているものであり、妥当なものと考えます。 市内線路の施設保全費の配賦に必要となる配 賦比率の推移については、毎年度、接続会計報告書において公表しており、総芯線長、架空ケー ブル長、管路ケーブル長等のデータを新たに開示 する考えはありません。

また、審議に資する情報に関しては、経営上または営業上の秘密にあたる情報であっても、総務省や審議会の委員に対して、これまでも提出してきており、今後も提出する考えですが、1事業者であるソフトバンクが検証するために、経営情報を提供する考えはありません。

なお、ソフトバンクモバイルは2,400万以上もの契約者を有しており、お互いに接続料を支払いあう関係にある固定系の事業者からみると、その影響力は非常に大きくなっていますが、その接続料の算定根拠の開示を求めても一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあります。接続料について、接続事業者等の第三者が妥当性を検証する必要があるとお考えであれば、まずは、当社と同レベルの情報を開示していただきたいと考えます。

(NTT 東西)

# ○ <u>メタル回線と光回線の施設保全費等コスト配賦</u> の適正性の検証

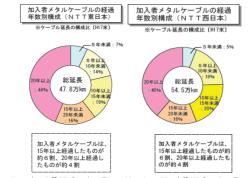
ソフトバンク殿のご指摘の通り、メタル回線と光回線の施設保全費等コスト配賦の適正性については十分な検証を実施すべきと考えます。

現在、メタル回線から光回線へのマイグレーションが進行しているものの、未だドライカッパ等メタル回線を利用したサービスには相当数の利用者が存在します。そのため、メタル回線に偏ったコスト負担が行われることがあれば、これら利用者の利便性を著しく損なうことが懸念されるため、移行期における配賦の適正性は十分に担保される必要があるものと考えます。

なお、施設保全費については、NTT 東西殿よりコストの配賦に用いられる総芯線長比、架空ケー

意見6 メタルケーブルについて法定耐用年数(13年)を超えて利用されていると考えられるところ、法定耐用年数と経済的耐用年数に乖離がある設備については、利用実態に基づき耐用年数を早期に見直すべき。	ブル長比、管路ケーブル長比等は公表されておりますが、これらの算定根拠となるデータは開示されていないため、算定根拠となる総芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長についてもメタル回線と光回線に分けて開示頂く必要があると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)  再意見6	考え方6
○ (1)耐用年数の見直しについて 土木設備の管路、とう道については、期間損益の 適正化を図るため、平成 20 年度以前は耐用年数を 27 年としていたものが利用実態に基づき平成 21 年度から 50 年に見直しされています。しかしながら、 NTT 東西殿より利用実態の情報が公開されていないため、土木設備を含め各設備の耐用年数が適正に設定されているのか接続事業者からは確認することができません。NTT 東西殿は各設備について利用実態の情報の公開とともに、法定耐用年数と経済的耐用年数に乖離があるものについては、利用実態に基づき耐用年数を早期に見直すべきと考えます。 なお、メタルケーブルについては、平成 17 年末の加入者メタルケーブルの経過年数別構成(NTT 東西殿)によると、15 年を経過したケーブルが 6 割を超えています(下図参照)。平成 17 年から 5 年を経過している現時点においては 15 年以上のものが 8 割を超える状態になっていることが想定され、加入者メタルケーブルのほとんどは法定耐用年数の 13 年を超えて利用されているものと考えられます。	○ 当社の財務会計上の耐用年数は、設備ごとの使用実態や使用可能期間を考慮し決定しており、会計監査上も妥当なものとして認められています。     土木設備は、過去に撤去実績が殆どなく、使用年数が延びることが明らかとなったため、上述の考え方に基づき、耐用年数を27年から50年に見直したものです。     これに対し、メタルケーブルは、老朽化に伴う更改や支障移転等外的要因により、一定程度の撤去・更改を伴うため、使用年数が単純に延びていくわけではないことから、現時点、耐用年数を見直す考えはありません。     なお、当社が公表したデータは、H17年度末時点で15年以上経過したメタルケーブルは約6割というものであり、その後5年の間に、撤去・更改トバンクが主張するような、これを単純に5年スライドさせて経過年数が15年以上のものの割合が8割超と算出する方法は不適切と考えます。 (NTT東西)	○ 耐用年数の見直しは、その算定に要する時間やコストが膨大になるおそれがあり、また、PSTNからIP網へのマイグレーションが進行している状況では、PSTNに係る設備については未償却資産の割合が高いとは言えないと想定されること等を踏まえると、メタルケーブルについて耐用年数の見直しを直ちに行う必要性は認められない。 なお、一般的に、接続料原価算定等の適正化を図る観点からは、利用実態等を踏まえ、会計監査は経済的耐用年数で算定することが望ましい。その際、平成19年10月の「電気通信事業にお合会計制度の在り方に関する研究会(ルルトの会計研」)」報告書に基づき、メタルケーブルに経済的耐用年数を適用する場合は、改めて実態を検証し、実態に即した耐用年数を算定することが必要である。 ○ 設備の利用実態に関する情報開示については、考え方5に同じ。





(NTT 東日本殿(平成 19 年 5 月 22 日)) (NTT 西日本殿(平成 19 年 5 月 22 日)) \*「平成 20 年度以降の接続料算定の在り方について」に対する NTT 東西殿の意見より抜粋

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

### 〇 耐用年数の見直し

ソフトバンク殿のご指摘の通り、耐用年数については設備の使用実態に基づき見直しを行う必要があると考えます。

2007 年 10 月の「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」の報告書でも示されている通り(※2)、各設備については、その使用期間に応じた費用を使用可能期間に応じて適切に配分し、期間損益の適正化を図ることが原則であり、平成 21 年度に管路、とう道等の耐用年数が見直されたように、今後も随時各設備の耐用年数について使用実態に即しているものか検証する必要があるものと考えます。

なお、耐用年数の適正性を検証する際には、各設備の利用実態を把握する必要があると考えられるため、例えば設備の平均的な使用期間等利用実態に係るデータの開示をNTT東西殿に行って頂くべきと考えます。

(※2) 総務省 電気通信事業における会計制度 の在り方に関する研究会 報告書 2007 年 10 月

# 第5章 減価償却費の在り方

1. 基本的な考え方

#### ~略~

そもそも固定資産は、その使用期間に応じて費用を認識し、適正な使用可能期間に応じて費用を配分することが原則である。したがって、期間損益の適正化を図ることにより上記①のような事態を回避し、もって接続料算定の適正化を図るとともに、②、③のような事態を生じさせない観点から、減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当である。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見7 メタル回線全体に占める未利用芯線の割合

再意見7

考え方7

は6割近くに上っており、利用されていないメタル回線が過剰に残置されている。このようなコストは接続事業者や利用者への過度の負担となっていることから、接続事業者が利用できる可能性の無い未利用芯線分については、接続料算定コストから除外すべき。

## 〇 (2)未利用メタル回線について

メタル回線芯線利用率は、NTT 東日本殿:43.1%、NTT 西日本殿:46.0%(平成 20 年度実績)であることから、メタル回線の未利用芯線は 6 割近くに上っており、利用されていないメタル回線が過剰に残置されていることになります。このためメタル回線に係る費用を負担している接続事業者やドライカッパ回線利用者が過度の負担を強いられていることになります。

具体的には未利用回線について、下記のような 方策等を検討し、接続料算定コストから除外したう えで、適切な費用負担となるよう見直すべきと考え ます。

<接続料算定より除外等見直し対象例>

- ・接続事業者のコロケーションがない局舎のメタル 回線設備
- ·RSBM(事業者がコロケーションできない RT)とπ システムの下部のメタル回線設備

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ 具体的な見直し項目としては、NTT東西殿のコスト効率化インセンティブとして各年度におけるコスト削減目標を設定することや、接続事業者の利用に係る期待可能性が無い未利用芯線分コストを接続料コストから除外すること等が挙げられます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

○ 接続料は、実際に発生している設備コストを当 社の利用部門も含め設備を使っている事業者に ご負担いただくものであり、未利用分についてもコ ストが発生している以上、使っている回線数に応 じて、当社の利用部門と他事業者でご負担してい ただかざるを得ないと考えます。

なお、ドライカッパコストの大半は、当社の利用 部門が負担していることから他事業者のみが過 度の負担となっているとの指摘は当たらないもの です。

また、「接続料算定より除外等見直し対象例」としてあげている案については以下のとおりと考えます。

<接続事業者のコロケーションがない局舎のメタル回線設備>

ドライカッパ接続料の算定にあたっては、当社の利用部門か他事業者が利用している回線かを区別することなく、設備に着目してコストと需要を把握し平均的な料金を算定しており、コロケーションのないビルのコストや回線を別に扱うことは、当社利用部門と他事業者を別に扱うこととなり適当ではありません。

<RSBM(事業者がコロケーションできないRT) とπシステムの下部のメタル回線設備>

RSBMにかかるコスト及びπシステムの下部 のメタル回線見合いのコストについては、ドライカ ッパ回線のコストに含まれていません。

(NTT 東西)

○ 接続料は、実際に発生した設備コストを当該設備を利用する接続事業者と NTT 利用部門において負担するものであり、①当該設備を将来的に利用部門・接続事業者双方が利用する可能性があること、②コストは利用芯線のみに発生するのではなく、効率化の観点から 1000 芯ケーブルを敷設するといった実態もあり、設備単位で発生するものであることから、未利用設備に係るコストについても、双方が応分の負担をすることが適当である。

他方、メタル回線については、①PSTN から IP網へのマイグレーションやメタル回線から光回線への需要シフトを受け、近年その利用率が継続的に過半数を下回るまで低下を続けていることに加え、②今般、一定の条件のもとで、光回線を利用する光 IP電話がメタル回線を利用する加入電話とともにユニバーサルサービスの対象となったことを踏まえると、接続料算定の適正性を引き続き確保する観点から、現在の未利用となっている芯線のすべてが将来的に利用される見込みかどうかといった検証が必要と考えられるため、まずは総務省において実態を把握することが適当である。

ついては、NTT 東西において、以下の点について、平成 23 年度接続料の再計算報告時までに総務省に報告することが適当である。(要請)

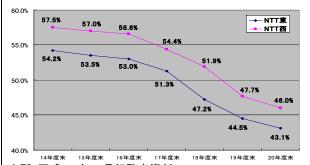
①平成 12 年度末から平成 22 年度末におけるメタル回線の利用率(局出しベース)

○ 未利用芯線分コストの負担範囲の見直し

ソフトバンク殿のご指摘の通り、メタル回線における未利用芯線分コストについては、接続事業者の負担範囲を適切なものとして頂く必要があると考えます。

現状、メタル回線においては、需要の減少傾向に伴って利用芯線率が低下の一途を辿り、解消の見込みは無い状況です。そのような中で、結果的に未利用芯線分コストは、例えば加入電話のみに利用される設備等、接続事業者による利用の期待可能性が無い範囲まで、接続事業者及びそのサービス利用者が負担する構造となっている可能性があります。

<メタル回線における芯線利用率>



出所: 平成 21 年 4 月総務省資料

この問題を解決する施策として、以下の2点が考えられます。

- ①加入電話のみに利用される設備及び稼動休止 設備(利用見込みが無く保守等を停止中の設備 等)等のコストをドライカッパ接続料の算定対象か ら除外
- ②メタル回線設備の合理的な在庫率の設定と、これに基づくNTT東西殿のコスト削減目標を付与なお、検証を行う上で、①については加入電話に

- ②平成22年度末におけるメタルケーブルの利用率(ケーブル単位。局出しベース)
- ③下部区間におけるメタル回線の利用状況(東西各 10 件程度のサンプル調査)
- ④平成22年度におけるメタル回線の撤去実績

また、上記①~②については、接続料算定の 透明性を一層向上させる観点から、総務省への 報告に加え、一般に開示することが適当である。 のみ利用される設備と稼動休止設備の設備量並びに割合、及び②についてはメタル回線の区間毎の加入電話と接続事業者が利用しているドライカッパの各稼働率の開示をNTT東西殿にてご協力頂く必要があると考えます。

また、「光の道」構想に基づき、情報通信審議会にて「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」の答申が出され、ユニバーサルサービスの対象を従来の加入電話から、加入電話又は加入電話に相当する光 IP 電話とする方針が示されましたが(※3)、これにより、今後ユニバーサルサービスの対象として光 IP 電話が選択されたエリアについては、メタル回線の新規利用見込みは無くなるものと考えられます。

従って、接続事業者のコスト負担を適正なものとするために、当該エリアのメタル回線コストについてはドライカッパ接続料の算定対象から控除する必要があるものと考えます。

(※3) 総務省 ブロードバンドサービスが全国に 普及するまでの移行期におけるユニバーサルサ ービス制度の在り方 答申 2010年12月

第 3 章 電気通信事業法等に基づく規制の適用 の在り方

第 1 節 基礎的電気通信役務に関する規制の適 用範囲

イ 今回の見直しの趣旨と基礎的電気通信役務

今回の見直しは、電気通信サービスの中心となるインフラがメタルから光へ移行することに伴い、二重投資回避等の観点から、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話」から、「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」とするものであり、基礎的電気通信役務の規定に則して考えると、全国どこでも原則として地域間格差なく利用で

	きるサービスの対象が、(緊急通報、第一種公衆電話を含む)「加入電話」であったものが、「加入電話」又は「加入電話に相当する光IP電話」のいずれかが利用できればよいとするものである。~略~(イー・アクセス、イー・モバイル)  〇 3. NTT東西へのコスト削減方策の要請ドライカッパ接続料等を構成する費用項目において、利用回線数の減少に応じたコスト削減効果が見られないことから、NTT東西に対し、未利用となっているメタル回線コストを接続料算定の対象から除外するなど、現状の利用状況に応じたコスト削減が実現可能となる具体的な方策の提示を要請いただくとともに、NTT東西自らのコスト削減インセンティブが機能する施策の検討を要望いたします。 (15 社連名)	
意見8 NTT 東西は、PSTN のマイグレーションに関する概括的展望のみならず、メタル回線の設備移行計画など、接続事業者がレガシー系サービスを維持するために必要となる情報を早期かつ積極的に開示すべき。	再意見8	考え方8
○ また、平成 22 年 11 月 2 日に NTT 東西殿より「PSTN のマイグレーションについての概括的展望」が示されましたが、メタル回線設備移行計画等、接続事業者にとってサービス維持やドライカッパ接続料等の検討に資する情報は提示されていないため、NTT 東西殿は、接続事業者の要望する必要な情報を早期かつ積極的に開示すべきと考えます。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	O PSTNマイグレーションについては、PSTNからI P系サービスへの需要のシフト及びPSTN交換機の寿命等を勘案し、概ね10年後の2020年頃からPSTNからIP網へのマイグレーションを開始し、2025年頃に完了を想定している旨、昨年11月に公表したところです。 その際、メタルから光へのマイグレーションについては、サービスの創造やICTの利活用等を促進することにより需要を喚起して光の普及を進めることでマイグレーションを進めるとともに、メタル利用ユーザ数が少なくなった段階で代替サービスの	○ 電話網から IP 網への円滑な移行の在り方をは じめとしたブロードバンド普及促進のための環 境整備の在り方については、3 月 1 日付けで 総務大臣より情報通信審議会に対し諮問が行 われたところであり、本年中を目途に成案を得る こととされている。 総務省においては、IP 網への移行に伴う課題 について、その実現方法やコスト負担の在り方を 含め、上記諮問に対する答申を踏まえつつ、本 年中を目途に成案を得ることが適当である。 NTT 東西においては、上記審議会における検

ガシー系サービスをいつまで維持し、その後どのように扱っていくのか、その計画をNTT東・西は速やかに開示すべきです。

(KDDI)

提案を行う旨、合わせて公表しているところです。

なお、現在の接続約款において、メタル線を撤去する場合には、撤去開始の4年前に協定事業者へ通知するルールがあるため、当社はルールを遵守し、遅くともマイグレーション開始の4年前までのしかるべき時期に、具体的な実施時期等をお知らせいたします。

討に資するよう、接続約款に規定された情報開 示措置に加え、個々のレガシー系サービスの移 行見通し、代替サービスの見通しなど、必要な情 報について可能な限り提供することが適当であ る。(要請)

(NTT 東西) ル回線の 再意見9

意見9 回線管理運営費については、メタル回線の需要減に応じたコスト効率化ができていないと考えられるため、接続料が上昇しないようコストコントロールを有効に機能させるべき。

#### ○ 回線管理運営費について

本申請案の回線管理運営費については、NTT西 殿のラインシェアリングを除き概ね昨年度よりも上昇 しております。主な要因としてメタル回線数の需要減 少にNTT東西殿のコスト効率化が対応出来ていな いものと考えられます。

従って、NTT東西殿に対して、各年度における回 線管理運営費の水準が上昇しないように、コストコ ントロールを有効に機能させる施策の導入を検討す る必要があるものと考えます。

※以下データの出所は、NTT東西殿認可申請案及び算定根拠

		H22年度	H23年度	差額	増減率
	ラインシェアリング	¥38	¥ 4 2	4	10.5%
NTT東	PHS基地局・ドライ カッパ・光ファイバ	¥ 4 1	¥ 4 2	1	2. 4%
	ラインシェアリング	¥ 5 0	¥46	<b>▲</b> 4	▲8.0%
NTT西	PHS基地局・ドライ カッパ・光ファイバ	¥ 5 8	¥ 6 0	2	3.4%

#### <回線管理運営機能算定に使用した回線数の比較>

	NTT東			NTTE		
	H22年度	H23年度	増減	H22年度	H23年度	增減
電話等	21, 937, 493	19, 969, 806	<b>▲</b> 1, 967, 687	22, 198, 068	20, 276, 102	<b>▲</b> 1, 921, 966
PHS基地局回線	232, 066	179, 481	<b>▲</b> 52,585	168, 646	158, 450	<b>▲</b> 10, 196
ラインシェア リング	3, 236, 393	2, 854, 509	▲381, 884	2, 713, 054	2, 326, 155	▲386, 899
ドライカッパ	2, 888, 186	2, 826, 476	<b>▲</b> 61, 710	2, 561, 933	2, 508, 755	<b>▲</b> 53, 178
光ファイバ	293, 591	355, 159	61, 568	215, 281	249, 458	34, 177
上記以外の回線	8, 280, 754	9, 161, 233	880, 479	6, 671, 362	7, 375, 544	704, 182

○ ラインシェアリングについては、回線数が▲11. 8%減少し、コストは若干それを下回る▲10.0% の削減であったため、調整額加算前で+1円の値 上がり、さらに調整額を加算することにより、合計 で+4円の値上がりとなっています。

なお、ラインシェアリング以外については、回線数が▲2.1%減少したのに対し、コストは▲7.9%と需要減以上に削減しており、調整額加算前では▲3円の値下がりとなっていますが、調整額の加算により+1円となったものです。

当社としては、今後ともSO処理稼動の効率化 等を図り、コストの削減に努めていく考えです。

・ラインシェアリン・

		H21適用料金	H22適用料金			H23適用料金		
		(H19実績)	(H20実績)	前年增減	前年增減率	(H21実績)	前年増減	前年增減率
接続料(	1回線当たり)	44円	38円	▲6円	<b>▲</b> 13.6%	42円	4円	10.59
	調整前料金	44円	42円	▲2円	<b>▲</b> 4.5%	43円	1円	2.49
原価		19億円	17億円	▲3億円	<b>▲</b> 15.3%	15億円	▲2億円	▲10.09
回線数		3,643千回線	3,236千回線	▲407千回線	<b>▲</b> 11.2%	2,854千回線	▲382千回線	<b>▲</b> 11.89
		-,	-, ; == 1.0			-,		

・ラインシェアリング以外

	H21適用料金	H22適用料金			H23適用料金		
	(H19実績)	(H20実績)	前年增減	前年增減率	(H21実績)	前年増減	前年增減率
接続料(1回線当たり)	62円	41円	▲21円	▲33.9%	42円	1円	2.4%
調整前料金	62円	55円	▲7円	<b>▲</b> 11.3%	52円	▲3円	▲5.5%
原価	24億円	23億円	▲2億円	▲7.5%	21億円	▲2億円	▲7.9%
回線数	3,269千回線	3,413千回線	144千回線	4.4%	3,341千回線	▲72千回線	▲2.1%

考え方9

○ 回線管理運営費については、NTT 東日本のラインシェアリングを除きコストの減少が需要の減少を上回っているところであるが、調整額による減額分が昨年度よりも少なかったことにより、調整額加算後の接続料が(NTT 西日本のラインシェアリングを除き)昨年度に比べ上昇したものである。

したがって、申請案の接続料について直ちに 問題があるとは認められないが、NTT 東西にお いては、引き続き効率化等により接続料コストの 削減に努めることが適当である。

	(NITT 市口士)	
(/ 7/1-2	(NTT 東日本)	
(イー・アクセス、イー・モバイル)	○ - ひと マル だについては 日始坐だされる	
	○ ラインシェアリングについては、回線数が▲14.	
	3%減少し、コストはそれを上回る▲19.9%の削	
	減であったため、調整額加算前で▲3円の値下が	
	り、さらに調整額を加算することにより、合計で▲	
	4円の値下がりとなっています。	
	なお、ラインシェアリング以外については、回線	
	数が▲1.0%減少したのに対し、コストは▲6.6%	
	と需要減以上に削減しており、調整額加算前では	
	▲5円の値下がりとなっていますが、調整額の加	
	算により+2円となったものです。	
	当社としては、今後ともSO処理稼動の効率化	
	等を図り、コストの削減に努めていく考えです。	
	・ラインシェアリング       H21連用料金     H22連用料金       H23適用料金	
	(H19実績) (H20実績) 前年増減 前年増減率 (H21実績) 前年増減率	
	接続料(1回線当たり) 53円 50円 ▲3円 ▲5.7% 46円 ▲4円 ▲8.0% 調整前料金 53円 53円 0円 0.0% 50円 ▲3円 ▲5.7%	
	原価 20億円 17億円 A2億円 A12.3 14億円 A3億円 A19.95 回線数 3.110千回線 2.713千回線 A39.7千回線 A12.31 2.326千回線 A39.7千回線 A14.33	
	・ラインシェアリング以外       H21適用料金     H22適用料金       H23適用料金	
	(H19実績) (H20実績) 前年増減 前年増減 前年増減 前年増減 前年増減 前年増減 前年増減 前年増減	
	調整前料金 78円 74円 ▲4円 ▲5.1% 69円 ▲5円 ▲6.8%	
	原価 36億円 36億円 2億円 4.5% 35億円 ▲2億円 ▲6.6% 回線数 2.751千回線 2.946千回線 195千回線 7.1% 2.917千回線 ▲2.9千回線 ▲1.0%	
	(NTT 西日本)	
	(NII 日日本)	
	│ │ ○ イー・アクセス殿、イー・モバイル殿の意見に賛 │	
	O 1 ー・アクセス殿、1 ー・モバイル殿の息見に負     同します。回線管理運営費の各費用項目ににつ	
	いて削減目標等を決めるなどの需要削減に沿っ	
	たコスト削減を図るべきと考えます。	
	(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク	
	モバイル)	de S. J
意見10 作業単金の費用に計上されている退職給	再意見10	考え方10
与費について、資金運用の結果による費用増加分		
は、NTT 東西が内部留保を取り崩して補填する		

か、年金運用成績を開示し、接続事業者による検 訂を可能とすべき。

#### (1)作業単金について

作業単金の費用項目の中で退職給与費がここ 2、3 年上昇していることについては NTT 東西殿の 年金資金運用が失敗した結果とのことですが、年金 資金運用の良し悪しによる年金運用実績の変動 は、その年金の運用先を選定し委託及び使途して いる NTT 東西殿のみが負担すべきであり、確定給 付型年金の年率運用ショート分については、接続事 業者が負担するのではなく NTT 東西殿の内部留 保を取り崩して補填すべきと考えます。

また、内部留保を取り崩しての補填を行わないの であれば、接続事業者の予見性を高めるため、NTT の毎期の年金運用成績を開示し、退職給与費の影 響額について接続事業者で検証可能とすることを要 望します。なお、年金運用益が予定を上回った場合 については、作業単金での退職給与費をマイナス 計上にすべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ バイル)

る退職給付債務のうち当期に発生したコストで

当該コストは、年金資産の運用収益(見込み) を控除した後の当年度に積み立てる必要がある 額(見込み)に加え、前年度までの見込みと実績 との差分(「数理差異」)もコスト計上することとさ れています。

これらは設備を保守運営していくために必要な コストであり、国内の会計基準上、コストとして計 上すべきものであることから、他事業者にご負担 いただくコストとして適正なものであると考えます。

また、年金資産の運用環境によっては、マイナ スの数理差異が発生し、退職給与費がマイナスと なる場合もありますが、結果として作業単金に反 映されることとなります。

なお、持株会社の有価証券報告書において、 年金資産運用収益率の実績を既に開示していま す。

(NTT 東日本)

○ 当社の退職給与金は、国内の会計基準に則り、 前年度までに発生した運用収益の見込みと実績 との差分である数理差異を含めてコスト計上して います。

作業単金における退職給与費は、当社の作業 員が設備の工事・保守等を実施するにあたり必要 となる人的コストのうちの退職給与金相当であり、 当年度において現に発生するコストであることか ら、他事業者にご負担いただくことは適正なもの であると考えています。

また、年金資産の運用環境によっては、マイナ

○ 退職給与費は、将来的な給付に備え、積み立て 〇 平成20年度の退職給与費については、景気の 悪化を受け、年金資産の運用収益の見込みと実 績に差分が生じたため、退職給与費に計上すべ き費用が増加したものであるが、これはNTT東西 が負担している設備の保守運営のために必要と なる人的コストであり、作業単金の一部として接 続料原価に算入することが不適当であるとまで は言えない。

> なお、年金資産運用収益率については、NTT 持株の有価証券報告書において開示される形で 一定程度の予見可能性が確保されており、当該 運用実績についても、他の一般的な同規模企業 に比べて合理性を欠くものであるとは認められな い。

意見11 工事費や手続費の算定に用いる作業時間 について、業務効率化や習熟度を考慮して見直し を図るべき。	スの数理差異が発生し、退職給与費がマイナスとなる場合もありますが、結果として作業単金に反映されることとなります。 なお、持株会社の有価証券報告書において、 年金資産運用収益率の実績を既に開示しています。 (NTT 西日本) 再意見11	考え方11
○ (2)作業時間の見直しについて 作業時間の見直しは情報通信審議会答申(平成 18 年 2 月 28 日)において、「工事費・手続費の作業 時間は、新サービスやシステム化の影響を受けるも の等について必要に応じて作業時間の見直しを行う ことが必要である」という考え方が示されているとこ ろです。しかしながら、従来のサービスにおいても、 作業の業務効率化はなされているものと考えられる ことから、これらを反映するよう作業時間を見直し、 接続料に反映させるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ バイル) ○ 工事費・手続費算定の作業単金について 本申請案において、工事費・手続費算定の作業 単金はNTT東西殿共に上昇しております。この要因 としては、退職給与費比率の大幅な上昇に伴い総コ ストが膨張しているものと想定されます。また、工事 や手続きにおけるNTT東西殿の業務効率化については可は引き続きコスト削減が図られていないものと考 えます。 このことから、NTT東西殿においては退職給与金	○ 工事費・手続費については、実際費用方式に基づくH17年度の接続料等の改定に係る審議会答申(H18.2.28)を踏まえ、作業時間の見直しを適宜実施しており、業務の熟練化が反映された効率化があった場合は、作業時間を見直す考えです。 (NTT東日本) ○ 工事費・手続費の作業時間については、既に業務の熟練化が反映された効率的なものとなっています。  なお、実際費用方式に基づくH17年度の接続料等の改定に係る審議会答申(H18.2.28)を踏まえ、今後もシステム化等による作業環境の変化があった場合は、作業時間を見直す考えです。 (NTT西日本) ○ 工事費・手続費についてソフトバンク殿のご指摘の通り、工数においては業務の効率化や習熟度を反映し見直しを実施すべきと考えます。 また、前回弊社意見書で指摘した通り、工数の面での効率化に併せて作業単金のコスト削減に	○ NTT 東西においては、平成 18 年2月28日付け情報通信審議会答申を踏まえ、新サービスに係る手続費等やシステム化の影響を受ける手続費など、作業工数や作業環境の変化が認められる手続き等の作業時間について適時再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが必要である。

等の作業単金に係るコスト効率化に努めると共に、	ついても、NTT 東西殿において実施頂く必要があ	
工数についても作業における業務習熟度等を考慮	ると考えます。	
し短縮化が可能な筈であり、コストと工数の双方か	(イー・アクセス、イー・モバイル)	
ら積極的な業務効率化に取り組んで頂く必要がある		
と考えます。		
<作業単金の比較>		
H 2 2 年度   H 2 3 年度   差額   増減率   NTT東   ¥6, 2 0 7   ¥6, 2 3 3   2 6   4, 2 %		
NTT四 ¥6, 169 ¥6, 228 59 9.6%		
<退職給与金の比較>		
(単位:百万円)		
H22年度		
NTT西   10,272(1.2%)   24,389(2.9%)   14,117   約2.4倍   ※ カッコ内の数字は退職給与費比率		
Vol.2 (ASP (2004) (APP 5)		
<工数の推移> (単位:時間)		
NTT 東 NTT 西 H17 年度 H18~23 年度 H17 年度 H18~23 年度		
POI 調査費用 ラック増設 1.503 1.418 1.640 1.578		
ダークファイバ     0.125     0.135     0.150     0.153       線路設備調査費     b 0.358     0.345     0.410     0.317		
ラック設置の場合 8.092 7.788 8.215 8.003		
設計費用 電力カック等の設備2種類以上 5.572 5.500 5.587 5.560 電力カック等の設備1種類 4.027 3.688 3.208 3.335		
施行結果		
確認費用 電力 1.125 1.095 1.178 1.070		
立会費用 機器搬入 1.855 1.763 1.693 1.592		
(イー・アクセス、イー・モバイル)		
意見12 料金回収手続費の現在の算定方法は、コ	再意見12	考え方12
スト削減インセンティブが働きにくいため、追加的		
に発生する増分費用に基づく算定方法等に見直し		
を行うべき。		
〇 (4)料金回収手続費について	〇 当社が他事業者の料金を請求・回収するために	〇 料金回収手続費に関しては、平成20年3月27
本申請案において、料金回収手続費は NTT 東	は、自らの料金を請求・回収する場合と同様に、	日付け情報通信審議会答申を踏まえ、NTT東西
西殿ともに値上げとなっています。これは、料金回	通話毎のデータ蓄積・料金計算、請求金額の確	の利用部門と接続事業者との競争中立性を確保
収に係る全体費用と全体需要から算出する現在の	定、請求・収納・回収といった業務が必要です。	する観点から、増分費用に基づく算定方法を採
算定方式では、NTT 東西殿におけるコスト削減の	そのため、情報通信審議会答申(※)の中にあ	用するのではなく、全費用をNTT東西の利用部
インセンティブが働きにくいことが主な要因であると	るように、これらに係るコストについて、当社請求	門と接続事業者が応分に負担することが適当で
考えます。今後は、NTT 東西殿が接続事業者の料	書により料金請求等を行う事業者(当社含む)の	ある。

金を回収することにより、追加的に発生する増分費 用に基づく算定方法※の見直しを行う等、料率の上 昇を抑制し、NTT 東西殿に一層のコスト削減インセ ンティブが働くような施策の検討が必要であると考 えます。

なお、料金回収手続費原価の一つである回収不能相当額については、前年度と比較(調整加算後)して、NTT 東日本殿では約1.6倍、NTT 西日本殿では約2.7倍と大幅に上昇しています。NTT 東西殿においては、その要因及び対策等詳細を説明する必要があると考えます。

※増分費用に基づく算定方法については、下記 意見書の17.18ページを参照願います。

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1052035/www.soumu.go.jp/menu news/s-

news/daijinkanbou/040524 3.pdf

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

通信回数や請求内訳項目数等に応じて按分して 計算することは合理的な方法と考えます。

また、当社の利用部門は、利用見合いで他事業者と同等の接続料を負担することでコストの大半を負担しており、コスト削減へのインセンティブは十分働いています。

回収不能相当額は、昨今の経済状況の悪化により、お客様からの料金回収が不能となるケースが増加したことを受け上昇しているものですが、クレジットカード決済の利用拡大に取り組むこと等により回収率の向上を図る考えです。

なお、対前年で約1.6倍となっていますが、これは調整額の影響も含まれており、調整額加算前では約1.2倍程度となっています。

※参考:情報通信審議会答申(H20.3.27)

NTT東西の第一種指定電気通信設備利用部門 (以下「利用部門」という。)と接続事業者との競争 中立性を確保する観点から、意見にあるようなNT T東西が接続事業者の料金を回収することにより 追加的に発生する増分費用に基づく算定方法を採 用することは合理的とは言えず、全費用をNTT東 西の利用部門と接続事業者が応分に負担する方 法に合理性が認められる。

<参考>回収不能相当額の推移

	H19年度	H20年度	H21年度	
調整額加算後	10.5億円	28.5億円	44.7億円	
対前年増減		(+18.0億円)	(+16.2億円)	
対前年増減率		(+171%)	(+57%)	
(参考)調整額加算前	10.5億円	23.8億円	27.4億円	
対前年増減		(+13.3億円)	(+3.5億円)	
対前年増減率		(+127%)	(+15%)	

(NTT 東日本)

○ 当社が他事業者の料金を請求・回収するためには、自らの料金を請求・回収する場合と同様に、 通話毎のデータ蓄積・料金計算、請求金額の確定、請求・収納・回収といった業務が必要です。 回収不能相当額の増減については、調整額の加算前で比較する方がより実態に近いと考えられるところ、調整額加算前では、NTT 東西の再意見にあるとおり、対前年度1.2倍または1.3倍となっており、昨今の経済状況及び NTT 東西の回収率向上の取り組みを踏まえると、不適当であるとまでは言えない。

なお、NTT 東西においては、引き続き回収不 能額の低減に努めることが適当である。 そのため、情報通信審議会答申(※)の中にあるように、これらに係るコストについて、当社請求書により料金請求等を行う事業者(当社含む)の通信回数や請求内訳項目数等に応じて按分して計算することは合理的な方法と考えます。

また、当社の利用部門は、利用見合いで他事業者と同等の接続料を負担することでコストの大半を負担しており、コスト削減へのインセンティブは十分働いています。

回収不能相当額は、昨今の経済状況の悪化により、お客様からの料金回収が不能となるケースが増加したことを受け上昇しているものですが、クレジットカード決済の利用拡大に取り組むこと等により回収率の向上を図る考えです。

なお、対前年で約2.7倍となっていますが、これは調整額の影響も含まれており、調整額加算前では約1.3倍程度となっています。

※参考:情報通信審議会答申(H20.3.27)

NTT東西の第一種指定電気通信設備利用部門 (以下「利用部門」という。)と接続事業者との競争 中立性を確保する観点から、意見にあるようなNT T東西が接続事業者の料金を回収することにより 追加的に発生する増分費用に基づく算定方法を採 用することは合理的とは言えず、全費用をNTT東 西の利用部門と接続事業者が応分に負担する方 法に合理性が認められる。

<参考>回収不能相当額の推移

	H19年度	H20年度	H21年度
調整額加算後	15.1億円	2.6億円	7.2億円
対前年増減		(▲12.5億円)	(+4.6億円)
対前年増減率		(▲82.5%)	(+173.5%)
(参考)調整額加算前	15.1億円	8.0億円	10.7億円
対前年増減		(▲7.1億円)	(+2.7億円)
対前年増減率		(▲47.2%)	(+34.0%)

(NTT 西日本)

意見13 優先接続受付手続費及びみなし契約者に
関する宛名情報提供手続費について、今後も需要
の減少に伴う上昇が想定されることから、更なる効
率化とともに、算定の在り方を早急に検討すべき。

### 再意見13

#### 考え方13

# ○ (3)優先接続受付手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費

優先接続受付手続費及びみなし契約者に関する 宛名情報提供手続費は、共に運営費が減少傾向に あるものの、対象件数が運営費削減以上に減少幅 が大きく、単価としては値上げとなっています。両者 とも PSTN 回線の減少により、今後も件数の大幅減 少が見込まれているところであり、当該費用の値上 げ傾向を回避するためには、更なる効率運営を実 施するべきと考えます。また、本費用のように、 PSTN サービスの縮小に伴い、利用が減少する接 続料については、利用者への影響が生じないよう、 接続料算定方式自体を見直し、値上げ傾向を抑え るべく、早急に検討を実施すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

# ○ 優先接続受付手続費の適正性について

優先接続受付手続費は、以下の計算手順により 算出されます。

- ①事業者間精算対象額=全体費用(②設備管理運営費+他人資本費用+自己資本費用+利益対応税)-(③事業者識別番号等変更料(利用者負担分))
- ②設備管理運営費は、全体費用のうち約 99.7%を占めます。
- ④1 区分当たりの手続費=①事業者間精算対象額÷⑤登録受付区分数

この手続費算定の根拠となる⑤登録受付区分数 等は四半期毎に開示されていますが、②設備管理

#### 〇 <優先接続受付手続費>

優先接続受付手続費については、コストは▲ 7.0%減少しましたが、コストから控除される事業者識別番号等変更料(お客様がご負担するマイライン登録料)の総額が▲12.9%減少し、登録受付区分数が▲11.9%減少したため、+11円の値上がりとなっています。

当社としては、実際に発生したコストを他事業者にご負担いただくことは適正であると考えていますが、今後とも、コスト削減に努めていく考えです。

当該手続費に係る手続費水準の予見性確保については、これまでもマイライン受付システムの更改や東西のマイラインセンタの統合等、大幅なコスト変動が予測される施策を実施する際には、事前にマイライン事業者協議会を通じて当該施策の概要・時期・コスト削減効果等を周知しています。

また、登録受付区分数等についても、実際費用 方式に基づくH21年度の接続料等の改定に係る 審 議会答申(H21.2.24)を踏まえ、四半期ごとに その実績を開示しています。当社としては、今後と も、手続費水準の予見性確保に努めていく考えで す。

<みなし契約者に関する宛名情報提供手続費> みなし契約者に関する宛名情報提供手続費 は、コストは▲O.3%減少しましたが、利用見込 件数が▲17.1%減少したため、+1.53円の値

当社としては、実際に発生したコストを他事業者にご負担いただくことは適正であると考えてい

○ 優先接続受付手続費については、設備管理運営費から、ユーザのマイライン登録料相当を差し引いた額が事業者間精算対象額となるため、当該登録受付件数等が接続料の水準にも影響を与えているところである。

このため、他事業者の手続費水準の予見性を高める観点から、NTT 東西においては、マイライン受付システムの更改等に当たってはマイライン事業者協議会を通じた周知を行っており、登録受付区分数等についても、当審議会答申(H21.2.24)を踏まえ、四半期ごとにその実績を開示していることから、必要な情報は開示されているものと認められるが、NTT 東西においては、利用見込み件数の減少に応じた一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。

- みなし契約者に関する宛名情報提供手続費についても、需要の減少分がコストの減少分を上回ったため値上がりとなっているところであるが、 NTT 東西においては、利用見込み件数の減少に応じた一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。
- なお、電話網からIP網への円滑な移行の在り方を含むブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方については、3 月 1 日付けで総務大臣より情報通信審議会に対し諮問が行われたところであり、本年中を目途に成案を得ることとされている。

総務省においては、IP 網への移行に伴う課題 について、その実現方法やコスト負担の在り方を 含め、上記諮問に対する答申を踏まえつつ、本

上がりとなっています。

運営費(全体費用)として内訳がありません。

昨年度のパブリックコメントでは、弊社は②設備 管理運営費には登録受付区分数見合いで変動する コストとそれ以外の固定費相当のコストが存在する ものと想定し、その内訳の開示がされることで同手 続費の適正性が確認できるものであると意見しまし たが、単一費用のため内訳を開示できる事情にな いとの見解でした。

この優先接続受付手続費はタイムラグ精算の対象であるため、コスト削減努力の有無とは関係なく、要回収額を確実に回収できます。費用内訳が開示され、登録受付区分数の減少以上に変動費相当コストの減少を定量的に確認できてこそ、NTT 東西殿のコスト削減努力を評価すべきものと考えます。

マイライン提供事業者にとっては同手続費の料金 水準が経営に与える影響は多大であることをご配 慮の上、変動幅が大きく予見し難い同手続費の適正性についてご検討頂くことを要望します。

また将来に渡っては、更なるアナログ電話市場の 縮減に伴い、同手続費の上昇が続くことが想定され ます。昨年度答申に示す接続料のみならず同手続 費に関しても、算定の在り方をご検討いただきたい と存じます。

表:優先接続受付手続費の設備管理運営費と登録受付区分数の推移 <今回申請対象>

タイムラグ適用年度	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
設備管理運営費(千円)	3, 988, 166	4, 031, 250 ×	3, 269, 111	3, 037, 914
前年度比		1.1%	▲18.9%	▲7.1%
登録受付区分数(千件)	30, 407	23, 534	19, 286	16, 954
前年度比		▲22.6%	▲18.1%	<b>▲</b> 12.1%
適用料金	0.12円	56 円	47 円	58 円
前年度比		46, 567%	▲16.1%	23.4%

※:システム更改に伴うデータ移行費等の一時的な費用を含む。

上表のとおり設備管理運営費と登録受付区分数 の推移から、登録受付区分数の減少に伴い設備管 理運営費が減少していることが分かります。しかし 両者は比例関係にないため、設備管理運営費には ますが、今後とも、コスト削減に努めていく考えです。

(NTT 東日本)

#### 〇 <優先接続受付手続費>

優先接続受付手続費については、コストは▲ 7.0%減少しましたが、コストから控除される事業者識別番号等変更料(お客様が負担するマイライン登録料)の総額が▲12.9%減少し、登録受付区分数が▲11.9%減少したため、+11円の値上がりとなっています。

当社としては、優先接続のお申込に対応するために必要な体制を整えており、他事業者の円滑な業務運営に必要なコストをご負担いただくことは適正であると考えていますが、今後とも、コスト削減に努めていく考えです。

当該手続費に係る手続費水準の予見性確保については、これまでもマイライン受付システムの更改や東西のマイラインセンタの統合等、大幅なコスト変動が予測される施策を実施する際には、事前にマイライン事業者協議会を通じて当該施策の概要・時期・コスト削減効果等を周知しています。

また、登録受付区分数等についても、実際費用 方式に基づくH21年度の接続料等の改定に係る 審議会答申(H21.2.24)を踏まえ、四半期ごとにそ の実績を開示しています。当社としては、今後と も、手続費水準の予見性確保に努めていく考えで す。

くみなし契約者に関する宛名情報提供手続費> みなし契約者に関する宛名情報提供手続費 は、コストは▲1.0%減少しましたが、利用見込 件数が▲16.6%減少したため、+1.62円の値 上がりとなっています。

当社としては、みなし契約者の宛名情報を提供するために必要な体制を整えており、他事業者の

年中を目途に成案を得ることが適当である。

固定費相当のコストが存在することは明らかです。 (フュージョン・コミュニケーションズ)	円滑な業務運営に必要なコストをご負担いただくことは適正であると考えていますが、今後とも、コスト削減に努めていく考えです。 (NTT 西日本)  〇 フュージョン・コミュニケーションズ殿意見に賛同いたします。優先接続受付手続費については、設	
	備管理運営費以上に登録受付区分数の減少幅が大きいため、上昇傾向となっています。 今後もアナログ電話サービス回線減少とともに登録受付区分数も大幅減少が見込まれるため、 設備管理運営費の更なる削減を実施しなければ	
	当該手続費の上昇傾向が継続すると考えられます。よって、設備管理運営費削減のため当該費用の内訳開示による適正性の確認を実施する他、アナログ電話サービスの縮小に伴い、上昇傾向が継続する手続費については、算定の在り方を	
	早急に検討すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)	
意見14 屋内配線の転用ルールが整備されたにもかかわらず、エリアによっては既設光屋内配線を	再意見14 	考え方14
効率的に利用できていないため、早期に状況を改善し、工事費用の提言や工事時間の短縮を図るべく、運用ルールの徹底を図るべき。		
〇【光屋内配線工事費】	<ul><li>○ 当社は既設設備の有効活用に積極的に取り組</li></ul>	〇 既設光屋内配線の転用に当たり、NTT 東西か
< 既設光屋内配線の転用ルールについて>	んでいますが、転用のご注文をいただいても、以	ら示されたような個別事情があることを踏まえて
既設光屋内配線について、転用ルールがあるに もかかわらず、エリアによって転用率に差がある状	下のように、お客様のご希望や設備上やむをえない理由でご注文に沿えない場合もありますので、	も、エリアによって転用率に有意な差が継続して 生じている場合は、エリアにおける NTT 東西側
況は、既設光屋内配線が未だ効率的に利用されて	ご理解いただきますようお願いいたします。	の現場レベルでの対応に何らかの差が生じてい
いないことを示しています。そのため、NTT東・西に おいては、ユーザー利便向上のため、早期にこの状	①お客様が新設後に既存サービスの廃止をご要望された場合	る可能性も否定できないことから、当事者間で協議を行い、例えば、転用家が高いエリアをもが一
態を改善し、工事費用の低減や工事時間の短縮を	望されに場合   ②お客様が既設の屋内配線とは別の場所に配線	議を行い、例えば、転用率が高いエリアをカバー する支店で積まれたノウハウを転用率の低いエ
図るべく運用ルールの徹底をすべきと考えます。	してほしいと要望された場合	リアをカバーする支店にも共有するなど、転用ル

(KDDI)	③スプリッタの設置場所が離れており、引込線を新設せざるをえない場合 等 なお、他事業者におかれましては、お客様のご希望に沿った工事内容でのご注文をお願いいたします。(上記①②) (NTT東日本)  〇 当社は設備の効率的利用に努めていますが、既設光屋内配線については以下のようなケースにおいて転用ができませんので、仮にKDDIが複数エリアでのサービス提供を開始された際には、転用率に差異が発生し得るものと考えられます。①転用工事を行うにあたって、お客様から屋内配線を別の場所へ配線してほしいとご要望されるケース ②既設回線と新設回線を収容するスプリッタの設置場所が離れているため、引込線を新設せざるを	一ルの円滑な運用を促進していくことが適当である。
意見15 既設屋内配線の転用に当たり、既設光コン	得ないケース 等 (NTT 西日本) 再意見15	考え方15
セントを利用する場合の無派遣工事メニューは、お客様毎の光コンセントの有無についての管理が徹底されていないため、実際には利用可能な状態となっていない。ユーザの利便性の観点から、早期に利用可能な状態とすべき。		
○ <ntt東日本における無派遣工事について> NTT東日本において、既設光コンセントを利用する場合、無派遣工事メニューを設定しているにもかかわらず、お客様毎の光コンセントの有無についての管理が徹底されていないため、実際に利用できないメニューになっている状況は、ユーザーの利便性の観点から問題であると考えます。早急に管理徹底を図り、利用可能な状態にし、ユーザーの利便性向上に寄与できるようにすべきと考えます。</ntt東日本における無派遣工事について>	○ 当社は、当社が設置した光コンセントの管理に 努めていますが、光コンセントはお客様宅内に設 置される設備であるため、お客様が当社に連絡し ないで変更・撤去されることは避けられないものと 考えています。 したがって、注文の際にお客様と対応される他 事業者(利用部門)に、光コンセントの有無をお客 様にご確認いただくようお願いしています。(昨年 9月に認可を受けた接続約款に規定していま	○ 既設光屋内配線の転用ルールを踏まえて規定された接続約款第34条の4第11項において、ユーザからの申込を受けた際に、光コンセントの有無を含む光屋内配線の設置態様等を接続申込者がユーザに対して確認するものと規定されているところである。 これにしたがって、既設光屋内配線の転用を求める接続事業者においてユーザの状況把握に努めるとともに、NTT東西においても、自らが設

(KDDI) 意見16 NTT 西日本においても、無派遣工事メニュ	す。)  宅内無派遣工事の推進には、光コンセントの確認が必須であるため、お客様対応にご協力いただきますようお願いいたします。 (NTT 東日本)  再意見16	置した既設光屋内配線設備の資産把握・管理により一層努め、双方において転用ルールの円滑化を図ることが適当である。 考え方16
一を早期に導入すべき。	1112.50	
○ <ntt西日本における無派遣工事メニューの設定について> 光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT東日本における宅内工事を行わないメニューについては、NTT西日本も早期に導入すべきと考えます。 これにより、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現し、ユーザー利便向上を図るべきと考えます。 (KDDI)</ntt西日本における無派遣工事メニューの設定について>	○ 光屋内配線工事の宅内工事を行わないメニュー については、当社として引き続き検討を進めてい るところです。 (NTT 西日本)	〇 宅内工事を行わない既設光屋内配線工事メニューの導入は、利用者利便の向上にも資するものであることから、NTT 西日本においても、その実現に向けて早期に取り組むことが適当である。
意見17 集合住宅においても、早期に光屋内配線の 転用ルールを導入すべき。	再意見17	考え方17
○ <集合住宅における屋内配線工事費の設定について> 集合住宅のユーザーに対しても選択肢の幅を広げ、利便の向上を図るため、集合住宅にも早期に転用ルールを導入すべきと考えます。 (KDDI)	○ 当社は、光屋内配線の相互転用の実施に向けて、既設設備の有効活用の観点から、マンションの光屋内配線についても、昨年9月に認可を受けた戸建てと同様の考え方で転用を行うこととし、具体的な申込手続きや工法等を両者で協議したい旨、一昨年前から提案してきました。  KDDIからは、ようやく昨年11月末に、転用方法やコスト負担等は当社と同じ考え方で良いので、両者が光屋内配線を設置している物件で相互転用のトライアルを実施したいとの提案をいただきました。  現在、KDDIがトライアル物件を選ばれており、決定次第、両者でトライアルを行いたいと考えています。 (NTT東日本)	〇 平成21年10月16日付情報通信審議会答申において、マンション向け既設光屋内配線については、マンション向け光屋内配線に占める NTT東西設置の光屋内配線のシェアが低いことを踏まえ、引き続き「接続を円滑に行うために必要な事項」と位置づけた上で、同屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、関係事業者間の協議により定めるべき事項があることから、転用を希望する事業者及び NTT東西において速やかに協議し内容を整理することが適当としているところ。以上の考え方に基づき、双方による具体的な協議が行われることが望ましい。 なお、同審議会答申に示されたとおり、NTT東西の既設光屋内配線の転用については、他事業社設置の屋内配線の転用を促進する観点から、

意見18 DSL 開通申込受付システム等のシステム	〇 他事業者が自前の光ファイバを敷設する場合の 光屋内配線の相互転用は、審議会答申(「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り 方について」(H21.10.16))において、「自らの屋内 配線の転用を認めている関係事業者と速やかに 協議し、転用ルールの内容を整理することが適 当」と示されているところです。 KDDIからは、相互転用を条件とした転用ルー ルについて条件整備を図りたいとの要望を受けた ところ(H23.2)であり、当社としては、マンション構 内の光屋内配線の転用に係る双方の提供条件に ついて協議を行っていく考えです。 (NTT 西日本) 再意見18	自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である。 考え方18
息見 18 DSL 開通中心受付システム等のシステム 更改については、同サービスが純減傾向にある等	円息兄   8 	<b>考え力 18</b>
の市場情勢を考慮の上、コスト低廉化・最適化を図		
るべき。		
〇 市場情勢に即した更改の実施	○ システム更改にあたっては、原則保守期限が満	○ 各種システムの更改については、原則として保
平成22年に、NTT東西殿にてDSL事業者の利	了したハードウェアを更改しており、開発・運用コ	守限界を迎えた場合に行うものであるところ、当
用する「DSL開通申込受付システム」のハードウェ	ストや時期等を総合的に検討した上で、最も低廉	該更改費用が接続料コストに事後的に反映され
ア及びソフトウェアを対象としたシステム更改が行わ	な更改方法を選択しています。	ることなどに鑑み、NTT 東西においては、当該更
れ、更には平成23年度第3四半期にNTT東西殿に	当社としては、今後とも、コスト削減に努めてい	改内容等を精査した上で、最も低廉かつ効果的
てこちらもハードウェア及びソフトウェアを対象とした	く考えです。	な方法で行うことが適当である。
「コロケーション業務支援システム」の更改が予定さ	また、更改に先立ち、システムをご利用中の他	また、平成22年2月27日付当審議会答申に
れております。	事業者に対して、更改の概要・時期、開発概算額	示したとおり、各種システムの更改に当たって
これらシステム更改については、NTT東西殿にお	等を情報提供しています。	は、コストの予見性及び適正性の検証可能性の
けるハードウェアの保守期限満了に伴うものと理解	(NTT 東日本)	観点から、接続事業者に対して必要な情報開示
しておりますが、現在DSLが純減傾向にある中で各		を行うとともに、接続事業者においても当該更改
種システム更改が頻発して当該コストが接続料金に	〇 システムの更改に当たっては、ご指摘のハード	に伴う対応が必要となる点を踏まえ、新システム
反映されることは、DSL事業者にとって大きな負担	ウェアを一部更改する方法も含め、更改範囲・時	への移行等が円滑に行われるように努めること
を強いることになると考えます。	期等を総合的に検討した上で、可能な限り低廉な	が適当である。
従って、NTT東西殿においてシステム更改を実施	更改方法を選択しており、他事業者にご負担いた	
される際は、例えばシステムの更改範囲を保守期	だくコストの低廉化・最適化を図っています。	

限が到来するハードウェアに絞り込む等、市場情勢を考慮の上コスト低廉化、最適化を図って頂く必要があると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	(NTT 西日本)  ○ 左記の意見のとおり、NTT東・西における各種システムの更改は接続事業者の事業運営に大きな影響を及ぼします。 システム更改にあたっては、仕様や工数等の詳細な情報が開示されないため、システム更改に関するコストの適正性について、接続事業者側では判断できないまま費用負担することになります。まして、需要が減退しているサービスに関するシステムの更改は、慎重かつ最小限のコストで行われるべきと考えます。NTT東・西においては、更改に関する詳細な情報を開示すると共に、その費用対効果について総務省及び接続事業者等を交えて検証することが必要と考えます。 (KDDI)  ○ イー・アクセス殿、イー・モバイル殿の意見に賛同します。システム更改費用が接続料に算入され	
	ることから、システム更改を行う場合には、NTT 東西殿の利用部門においてもシステムを利用す ることや他のシステムとの共用化を図ること等に より、コストの低減化を行うとともに、システム更 改の費用について、接続事業者がその費用の妥 当性を検証できるよう詳細な情報を開示すべきと 考えます。 また、接続料の急激な上昇を招かないようコス ト算入期間等の見直しをおこなうなどの措置が必 要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)	
意見19 DSL 開通申込受付システム等のシステム 更改に伴う一過性のコストは、単年度の原価に算 入すると接続料の急激な上昇を招くことから、複数	再意見19	考え方19

年度で算入する等の接続料の上昇を抑制すべき。		
〇 更改コストに伴う接続料金上昇の抑制	○ システム更改に係るコストについては、①新シス	○ システム更改に係る費用のうち、除却費等の一
平成22年には、上述した「DSL開通申込受付シ	テムの開発額等、将来にわたって発生するものは	過性のコストに関しては、適切な会計処理の観点
ステム」の他にも、NTT東西殿にて「光ファイバ開通	複数年度でコスト計上し、②現行システムの撤去	から、コストを計上した年度の原価に算入するこ
申込受付システム」、「加入者光ファイバ概算納期情	費等、一時的に発生するものは当該年度にコスト	とが適当である。ただし、当該コストを単年度で費
報開示システム」の各種更改が行われましたが、N	計上しており、国内の会計基準に則って、適切な	用計上すると接続料算定上大きな影響を及ぼす
TT西殿においては更改に係るコストのうち一過性コ	会計処理を実施しているところです。	ことが見込まれる場合は、NTT 東西においては、
ストが平成24年度接続料金における回線管理運営	このため、システムに係る接続料については、	予見可能性の観点から、接続事業者に対し必要
費の原価に一括算入されるものと理解しています。	事業者間の負担の公平性の観点から、実際にコ	な情報を十分な時間的余裕をもって提供すること
しかしながら、一方でメタル回線利用者の減少に	ストを計上している年度の原価に算入することが	が適当である。
伴うドライカッパ接続料金や回線管理運営費等の上	適正であると考えます。	なお、システム更改に係る費用のうち開発費等
昇傾向が懸念される中では、システム更改等に伴う	(NTT 東日本)	は複数年度に渡ってコスト計上されており、適切
コストを単年度の原価に算入することは接続料金の		な処理を行っていると認められる。
急激な上昇を招くことにつながり、その結果接続事		
業者に経営上の負担を与えひいては利用者利便性	上、複数年度でコスト計上しています。	
を低下させることになりかねません。	また、旧システムに係る撤去費用等の一時的	
従って、NTT東西殿においては、今後も各種シス	に発生するコストについては、更改年度において	
テム更改が実施される予定であることも考慮し、シ	実際に発生したコストであることから、当該年度の	
ステム更改等の一時的に発生するコストの算入期	原価に参入することが適正であると考えます。	
間を複数年度とする等、上昇を抑制する措置が必	(NTT 西日本)	
要と考えます。		
(イー・アクセス、イー・モバイル)		don't compare the second
意見20 同時に申請がなされている「加入光ファイ	再意見20	考え方20
バ接続料」及び「NGN 接続料」も含めた3つの接続		
料は、「光の道」構想の推進及びマイグレーション		
期における電気通信事業全体の健全な発展を図		
る観点から認可を判断すべき。		
〇【総論】		〇 ヒストリカル接続料に関する指摘については考
世界的な情報化社会の進展を受け、主要各国は		え方1のとおり。
その分野での国際競争力を顕示しようとブロードバ		なお、本諮問の対象外である加入光ファイバ
ンド・インフラ整備を国家施策として推進していま		接続料及び NGN 接続料に関するご意見は、参
す。そうした中、日本政府及び総務省殿が新成長戦		考として承る。
略に掲げ推進する「光の道」構想は、ICT 分野にお		
ける我が国の競争力の向上、及び IT 立国による日		

本再生を進める上で極めて重要な政策であると考えます。

今回申請がなされている「加入光ファイバ接続料」の問題については、この重要な政策の成否を左右するものであり、政府が推進する施策との整合性の確保は勿論のこと、平成20年の前回申請以降の市場における東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」という。)殿(以下、併せて「NTT東西殿」という。)の独占化の進行など、現状のルールが競争政策として大いなる課題を抱えたものであるとの視点に立脚した議論の推進が不可欠であると考えます。

また、今回同時に申請がなされている「次世代ネットワーク(以下、「NGN」という。)接続料」及び「レガシー系サービス接続料」についても、メタルから光、レガシーから IP といった電気通信市場のパラダイムシフトに際して、大きな影響を及ぼしうる重要な競争政策案件となります。

従って、今回申請がなされている3つの接続料については、いずれも重要な位置付けにあたるものであり、「光の道」構想との整合のみならず、マイグレーション期における電気通信事業全体の健全な発展を図るという観点から、その認可の是非等が判断されるべきと考えます。

まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方についての答申」(平成20年3月27日)において、NTT東西殿を含めたOSU共用による分岐端末回線単位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、その分岐端末回線単位での接続が先送りされた結果、その後の3年間でFTTH市場は、NTT東西殿の独占が更に高まった等、競争の進展が見られなかったことを考慮すると、NTT東西殿利用部門と接続事業者との間で1ユーザ当た

りのコストが同等となるよう、今回の接続料の見直しにおいて NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料の設定が必須であると考えます。

「NGN 接続料」に関しては、多様なサービスを創出可能とする競争環境を整備し、各種プレーヤーの参入を推進することが必要であり、NTT 東西殿のNGN において、コア網である IP 網のアンバンドルの細分化、PSTN の GC 接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要です。

また、需要減の影響から値上げ傾向にある「レガシー系サービス接続料」については、安定的な接続料水準の実現及びレガシー系サービスの安定的提供の確保を可能とする新たな接続料算定方式への早期移行が必須であると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)